

千曲市告示第138号

戸倉上山田地区かわまちづくり協議会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

千曲市長 小川修一

戸倉上山田地区かわまちづくり協議会要綱の一部を改正する告示

戸倉上山田地区かわまちづくり協議会要綱（令和6年千曲市告示第96号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸倉上山田地区かわまちづくり推進協議会要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、千曲市附属機関設置条例（令和5年千曲市条例第20号）第8条の規定に基づき、戸倉上山田地区かわまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 戸倉上山田地区かわまちづくり計画に基づく事業に関する事項

第2条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第7条中「及び企画政策部公民共創推進室」を削る。

附 則

この告示は、令和7年12月26日から施行する。